

輪島市監査公表第 36 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年11月4日

輪島市監査委員 渡 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月24日（金） 監理課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渋 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○随意契約業務については、本市の条例及び地方自治法の規定に基づき執行されていると思われるが、随契理由が適正に記載されているか精査するなど、引きつづき各課の指導をお願いする。

○庁舎管理等の業務状況を十分精査し、不用額が見込まれる場合は、速やかに減額補正をお願いする。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 市有土地貸付料及び建物貸付料の滞納について

個別対応等で、微収納付にと工夫を凝らし努めているが、新たな滞納が発生している。引きつづき滞納額削減に向けて取り組まれたい。

② 自動車用燃料油の購入価格について

現在、輪島地区石油販売組合との価格設定で、支払業務が執行されている。特石法廃止後、石油販売業界は規制緩和と自由化の進展により、セルフ化が進み価格競争（安価）と云った現状である。本市でも経費削減、また、地元業者の減少がみられる現状から、価格設定について協議する時期に入っていると思える。今後の取り組み（価格設定）について検討をお願いする。